

平成二十二年三月二十六日提出  
質問第三一四号

鳩山由紀夫内閣総理大臣の納税の根拠に関する質問主意書

提出者 小里泰弘

鳩山由紀夫内閣総理大臣の納税の根拠に関する質問主意書

鳩山由紀夫内閣総理大臣は、実母からの十二億六千万円の資金提供について平成二十二年二月五日衆議院予算委員会において「檢察の方から、母からの資金提供、これは贈与だとみなすのが適當ではないか」「全く知らなかった話でありますだけに、これは贈与だとみなすのが適當だ、だとすれば、それがわかれば極力早く申告して納税した方がよろしかろうと、その判断をして、まだ二十一年分は済んでおりませんが、その前の部分に関して納税した」と答弁し、平成十四年度から平成二十年度の七年分計五億七千五百万円を納税した、とされている。また、鳩山内閣総理大臣の実弟である衆議院議員鳩山邦夫君も同じ問題を指摘され平成十六年度から平成二十年度の五年分を納税した。

以上を踏まえ質問する。

- 一 鳩山内閣総理大臣と衆議院議員鳩山邦夫君が遡って納税した期間の異なる理由を伺いたい。
- 二 鳩山内閣総理大臣が平成十四年度から平成二十年度の七年分を納税した理由と納税額五億七千五百万円の算出根拠を伺いたい。

右質問する。